

## 9. 製造物責任（いわゆる PL 問題）

### (1) 製造物責任（PL : Product Liability）

「製造物責任(PL)」については、1994年日本では、既に法律が出来、法的な枠組みが出来ている。

だから、米国のようなこと(無過失責任の際限もないような追及)にはならないだろう。が、PLを意識した上で、「生分解性」に対する正しい知識の普及と、科学的理解に立脚した「社会的な」合意の形成は、不可欠であろう。

### (2) 生分解性プラスチックは「生もの」である。

「生分解性プラスチック」は、「使用時」には「プラスチック性」を維持していなければならないが、(技術的に「多少」制御は出来ていても)、基本的に「生分解」するものでなければならない。従って、生分解性プラスチックは本質的に「経時変化」を避けられない。言わば「生もの」で、「賞味期限」を有していることになる。

一見、外観は「プラスチック」である「生分解性プラスチック」は、言わば、外観からすれば、劣化する「プラスチック」である。「賞味期限」が切れると「腐る」のである。

### (3) 賞味期限

生分解性プラスチックは、「生分解性」は保証されなければならない。が、「プラスチック性」は保証されていない。

だから、まず「賞味期限」の設定が必要である。

われわれの生活環境に、湿気や温度が存在せず、「無菌」の状態はありえない。乾燥し清潔な、室温の「環境」下であっても、生分解性プラスチックの「劣化」は進行するのである。